

アジアのリーガル・センターを目指す香港

国際室室長・第二東京弁護士会会員

片山 達 ● Katayama, Tatsuo

1 香港のリーガルイヤー

リーガルイヤーとは、毎年1回、裁判所の開廷期の開始を祝うヨーロッパ起源の行事です。植民地時代からコモン・ローの伝統を受け継ぐ香港では、毎年1回この式典を催行します。本年1月12日に行われた式典にお招きいただいた宮崎誠会長、田川章次副会長に随行する機会を得ました。



写真のように裁判官、弁護士は法服や髪を身に着けて会場に集まります。香港では昨年より外国の弁護士を式典に招待するようになりました。イギリス、シンガポール、マレーシア、オーストラリアなどコモン・ローの地域から来た弁護士は、自国の法廷で使用するローブを持参しており、ビジネススーツは日本と韓国だけでした。判事が市庁舎の玄関前に勢ぞろいし、最高裁長官が閲兵。先生に引率された高校生が見学に来ています。法曹関係者だけのイベントではなく市民への法教育の役割も果たしています。スピーチは英語ですが、字幕で中国語が表示されます。お祭りの報告はこの程度にして、香港の司法事情をご報告しましょう。

2 1国2制度のもとでの司法

香港の返還を合意した1984年の英中共同宣言にもとづいて、1990年、全人代において香港基本法が採択されました。これが中国返還後の香港の統治機構を定める憲法としての性格をもっています。基本法によると、返還後50年間(2047年まで)は1国

2制度のもと、外交・防衛以外の分野について、香港政府の自治が認められます。司法の分野では、コモン・ローや返還時の法令が返還後も有効であること、裁判官の身分保障、裁判所における英語の使用、コモン・ローの先例主義、検察の独立などが定められています¹⁾。

司法府は、最高裁、控訴審、第1審の3審制で、第1審は事件の訴額、罪の重さに応じてHigh Court、District Court、Magistrate Court の3種類に分かれます。中国返還前は最終審がロンドンにあるPrivy Council でしたが、返還後は香港内に最終審である最高裁を創設しました。北京への上訴はできません²⁾。最高裁に5名の判事がおり、長官、3名の常任裁判官のほか、5人目は客員裁判官(visiting judge)といって、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどコモン・ローの経験豊富な裁判官に短期間の契約で来てもらいます。客員裁判官は、コモン・ローの継続性を保障し、最終審の経験不足を補う役割を果たしています。

基本法により、法廷での使用言語は、それまでの英語から中国語も認められるようになりました。事実認定は中国語でやることが多いけれども、法律論が中心となる控訴審では英語が中心だそうです³⁾。

3 リーガル・マーケット間の国際競争に勝つ

リーガルイヤーの式典では、最高裁長官、法務大臣、バリスター、ソリシターそれぞれの弁護士会会長が順番に登壇し、年頭の挨拶を述べました。律政司司長(日本の法務大臣に相当します)である黄仁龍資深大律師は、そのスピーチの大半を法律サービスの国際化の課題にあてました。第1に、香港に国際仲裁を誘致すると公約しました。アジアにおける国際仲裁では、シンガポールが抜きん出ており、香港は第2位に甘んじています。今後増加することが予想される中国関連の国際紛争を解決する仲裁地は香港が最適とアピールしました。第2に、国際会議を誘致すると公約しました。2008年9月にハーグ国際私法会議を香港に誘致し、海外の法曹関係者200名以上の参加がありました。中国本土との間では経済貿易緊密化協定(Closer Economic Partnership Arrangement)に基づいて法律サービスの相互参入が進んでいます。台湾の弁護士も積極的に受け入れる計画です。法務大臣のスピーチから、東アジアにおける国際的法律問題を解決する中心地となるの

だという強い意志を感じました。

外国からの参加者は、Invest HK という香港政府投資庁(対内投資の誘致を担当する部署)が主催する昼食会に招かれました。そこで、日本の経済産業省に相当する官庁の幹部よりキーノートスピーチがありました。式典での法務大臣スピーチに続いて、経済産業省も、香港のリーガル・マーケットに対する投資の優位性を訴えました。アジアにおける紛争解決の中心となることを目指す、そのために世界の一流の弁護士が技を競うリーガル・マーケットにしたい、と高らかに宣言しました。法律事務所を誘致しても、製造工場と違って、直接雇用を生み出すわけではありません。なぜ政府をあげて外国の弁護士を熱心に誘致するのか、と尋ねたところ、第1に、法律事務所の進出は、弁護士だけでなくさまざまな職種の雇用に波及する、第2に、トップクラスの弁護士を誘致すれば、そのような弁護士のアドバイスを必要とする他の産業も進出してくる、との回答でした。香港は、多国籍企業のアジア本部を誘致することを目指しています。司令塔をサポートするインフラは一流のサービスでなければならないのです。

香港には7000名程度のソリシターがいます(うち実働は6000名くらい)。国内の司法研修所出身者(法学部卒業後に1年間の実務修習を行う。毎年1000人くらいがこのルートで新規登録)のほか、多数の外国弁護士が簡単な資格試験(Overseas Lawyers Qualification Examination)を受けて香港の弁護士資格を取得しています⁴⁾。香港弁護士

といっても国籍はさまざまなのです。香港の弁護士資格を得て香港弁護士として活躍する外国人だけでなく、日本の外国法事務弁護士と同様に、外国法のアドバイスをする外国弁護士が1263名登録しています(日本の外国法事務弁護士は2009年3月1日現在286名)。72の外国法律事務所が28の国・地域から進出し、出身国別に見ると、米国30、中国9、英国7の順になっています。世界の大手法律事務所100のうち半数は香港に支店をもっています。香港のリーガル・マーケットは既に日本とは比較にならないほど国際化していることがわかります。香港政府は、アジアにおける国際的紛争解決地として確立しつつある優位性をさらに推し進めようとしているのです。

* * *

植民地時代の香港では、裁判は英語で行われました。1997年の中国返還後は中国語を使うことが認められるようになりました。しかし、香港の弁護士はいまだに外国語である英語で法曹教育を受け、英語で弁論を行います。植民地支配を経験したことがなく、日本語だけで弁護士業務ができてしまう我々には、裁判を外国語で行うという状況は想像を超えます。このハンディキャップを克服した香港の弁護士は、すべからくバイリンガルです。植民地時代の負の遺産を国際競争における強みとして活用し、アジアのリーガル・センターを目指す戦略にしてしまいうところに香港の法曹界の活力源があるように感じました。

- 1) 律師会(ソリシターの弁護士会)会長の黃嘉純先生との懇談の席上、宮崎会長が基本法の効力満了後の法制度はどうなるのかと尋ねたところ、誰も予想できないが、北京政府は香港の現在の制度を維持することが中国の繁栄をもたらすと信じていると楽観的な見方でした。不動産上の権利は2047年以降まで存続する権利があるので、遠い将来の課題ではなく、現実の問題です。
- 2) 基本法は全人代が作ったルールなので、その解釈権限は、香港の裁判所ではなく全人代にあります。実際に香港の裁判所の権威が揺らいだ事例もあるそうです。香港の人口700万人のうち、大陸出身の住民(約160万人)に居住権を与えるかどうかの問題になった裁判で、香港の裁判所はこれらの住民に居住権があると判断しました。社会的な影響が大きな判決で、香港立法府は対応に苦慮し、全人代に解釈意見を求めたところ、全人代は居住権の範囲を狭く解釈する意見を出しました。
- 3) 大律師公会(パリスターの弁護士会)主席の袁国強先生によると、弁護士は英語で法曹教育を受けており、中国語で法律の議論をする訓練を受けていないので、弁論を中国語でやるのは難しいといっています。香港の一般市民は日本人よりも英語が堪能ですが、それでも英語は外国語です。いまだに母語で裁判を受けることを保障されないのは、植民地支配の残滓といえます。また、香港には陪審制がありますが、陪審員になるには英語力が要求されます。外国語ができない市民を排除する制度が「国民の司法参加」の名に値するかという疑問もあります。
- 4) 外国の弁護士を積極的に自国に受け入れる政策は、旧宗主国である英国も同様です。適格弁護士資格取得試験(Qualifying Lawyer Transfer Test)という簡易な試験で外国の弁護士が英国の弁護士資格を取得できます。英国の弁護士市場は飽和状態で、多くの若手弁護士は、就職難に苦しんでいます。それにもかかわらず外国人を受け入れる理由は、国際的業務を行う大規模事務所には有能な人材を提供するためです。英国人だけでは国際的業務の要求を満たす優秀な人材を確保できないので、外国人が人材源となっているのだそうです。外国人の力を借りてでも自国産業の国際競争力を強化するという考え方で、ここには競争から自国民を守るという発想はありません。